

第4章 環境基本計画の推進

1. 推進体制の整備

環境関連施策は、市の行政分野全般と関わりがあり、計画を着実に推進し施策の実効性を高めるためには、庁内各部局間の連携による取り組みが必要です。

市では、1997(平成9)年8月に、長期的な環境保全施策を推進し、環境に配慮したまちづくりを進めるために、本市の環境行政の諸課題についての協議・検討を行う場として、庁内に「地球にやさしいまちづくり協議会」およびその下部組織としての「地球にやさしいまちづくり協議会幹事会」を設置し(表4-1)、環境基本条例の制定や環境基本計画の策定などについて協議してきました。

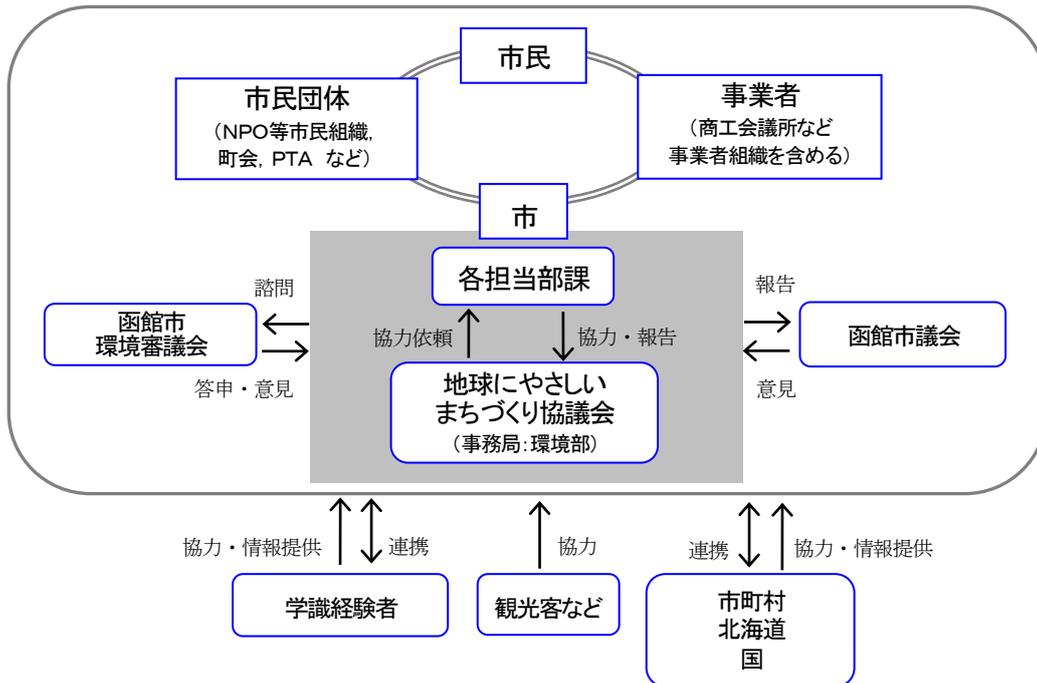
今後も、本組織により、各部連携のもと本市の環境保全施策を一体的に推進します。

表4-1 地球にやさしいまちづくり協議会および幹事会構成員

部 局 名	協 議 会 委 員	幹 事 会 委 員
	副市長	
企画部	企画部長	計画調整課長
総務部	総務部長	総務課長
財務部	財務部長	調度課長
市民部	市民部長	市民・男女共同参画課長, 交通安全課長
保健福祉部	保健福祉部長	管理課長, 保健所生活衛生課長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども企画課長
環境部	環境部長	環境部次長(幹事長) 環境総務課長 環境推進課長 環境対策課長 清掃事業課長 日乃出クリーンセンター所長
経済部	経済部長	商業振興課長, 工業振興課長
観光部	観光部長	観光企画課長
農林水産部	農林水産部長	水産課長, 農務課長, 農林整備課長
土木部	土木部長	道路管理課長, 道路建設課長, 公園河川管理課長, 公園河川整備課長
都市建設部	都市建設部長	まちづくり景観課長, 都市計画課長, 都市 整備課長, 建築課長, 住宅課長
港湾空港部	港湾空港部長	港湾課長, 港湾空港振興課長
戸井支所	戸井支所長	市民福祉課長
恵山支所	恵山支所長	市民福祉課長
楸法華支所	楸法華支所長	市民福祉課長
南茅部支所	南茅部支所長	市民福祉課長
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習文化課長, 文化財課長
学校教育部	学校教育部長	学校教育課長
企業局上下水道部	上下水道部長	管路整備室計画・管路担当課長, 浄水課長
企業局交通部	交通部長	事業課長

また、地域の一体的な取り組みを推進するため、市民、市民団体、事業者、市などが情報を共有し、密接な連携・協力をすることができる体制の整備や協議の場を設定しています。(図4-1)

図4-1 推進体制



2. 2019(令和元)年度環境保全施策

(1) 地球にやさしいまち

地球温暖化や酸性雨，オゾン層の破壊，森林減少などの地球環境問題は，日々の生活や事業活動における環境への負荷が原因とされています。

地球環境問題の解決に向けては，私たち一人ひとりが自覚を持ち，大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し，限られた資源を有効に利用する資源循環型社会を築き，地球温暖化の主な要因となっている二酸化炭素の排出量を抑えるための省エネルギーや自然エネルギーを有効に活用することが重要となっています。

①地球環境の保全に努めます

【温暖化の防止】

本市では，「函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき，地域特性に応じた地球温暖化対策を総合的・効果的に推進します。計画の推進にあたっては，市民・市民団体，事業者，市等を構成員とする「函館市地球温暖化対策地域推進協議会」を中心に，日常生活に関する温室効果ガス削減のための具体的対策に連携して取り組みます。

地球温暖化に対する市民の認識を高めるため，イベントや環境パネル展などによる啓発に努めるほか，温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源としての適正な森林管理や公園・街路樹などの整備など緑化の推進やエネルギー対策を進めます。

地球温暖化の要因のひとつといわれる自動車排出ガスの抑制に向けて，エコドライブへの取り組みの促進やノーマイカーデーの取り組み等による公共交通機関の利用促進等のほか，交通流の円滑化のために道路整備などを行います。

また，2013(平成25)年度に電気自動車を1台導入し，その充電にごみ焼却発電による電気を使用して温室効果ガスの排出を抑制することで，より一層の意識啓発を図っています。

【酸性雨への対策】

酸性雨は，工場や自動車から排出された硫酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分と反応して

生じるといわれており、北欧や北米では湖沼や森林の生態系に大きな影響を与えています。

また、発生源から遠く離れた地域に降下することがあることから、国境を越えた広域的な問題になっており、我が国でも、東アジアでの工業化の進展に伴い、影響が懸念される状況となっています。

このようなことから、酸性雨に関する情報の収集・提供に努め、工場や自動車からの大気汚染物質の排出量の削減を図るほか、環境パネル展などによる啓発を行います。

【オゾン層破壊の防止】

オゾン層破壊の原因となるフロンガスの回収について、家庭用冷蔵庫・ルームエアコンは「家電リサイクル法」、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」、カーエアコンは「自動車リサイクル法」により、フロン類の回収・破壊が義務付けられていることから、関係法令を的確に施行し、フロン類の回収・破壊の徹底を図ります。

【森林の保全】

我が国は、世界で有数の熱帯材輸入国であり、熱帯材は建築工事用のコンクリート型枠材としても使用されていますが、市が発注する工事においては「函館市公共事業環境配慮指針(IV)」に基づき熱帯材型枠使用量の低減およびその再使用を進めるとともに、間伐材の有効利用も図ります。

【海洋汚染の防止】

海洋での不法投棄や油排出による海洋汚染防止の対応としては、関係機関との排出油等防除指針の協議や防除訓練などに広域的に取り組めます。

生活排水などへの対策として、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道施設見学会や下水道の日(9月10日)関連行事などにより水質保全意識の向上に努めます。また、下水道認可区域以外の住宅に対して合併処理浄化槽の設置に対する助成を継続して行います。

また、海に面する本市にとって、海洋プラスチック問題は、重要な課題であることから、改めて、プラスチックごみの適正処理や日常生活における3Rの推進などの取り組みを進めるとともに、海岸等におけるごみのポイ捨て防止に関する啓発看板を設置するなど、啓発活動を実施します。

【生物多様性の保全】

野生生物の保護に対しては、「ワシントン条約」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などに基づく適切な対応を図るとともに、傷病鳥獣についても北海道や関係団体との連携・協力のもとで対応します。

(2) 安心して暮らせるまち

私達が安心して暮らすためには、大気汚染の防止や水質の保全、騒音や振動の防止、健康に被害を及ぼす化学物質への対策などが必要であり、これらは環境保全のなかでも最低限守らなくてはならないものです。

2018(平成30)年度の大気、水質、騒音の状況は、概ね環境基準が達成され良好な状態にあるといえます。これらについては、今後も監視を続けるとともに、ダイオキシン類や有害化学物質についても、濃度測定の実施や積極的な情報収集を進めます。

また、生活環境をさらに良好なものとするために、道路、河川、下水道の整備などの基盤整備を進めるとともに、環境保全に対する意識の高揚や規制の遵守について市民や事業者への啓発や指導を行います。

②すがすがしい空気を守ります

【自動車・交通対策】

自動車から排出される窒素酸化物や浮遊粒子状物質などによる大気汚染は、首都圏などで深刻化しているため、国では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)」を制定し、首都圏のメーカーやユーザーに対し、より厳しい大気汚染防止措置を講じています。

本市では、一般公用車に低公害車の導入を引き続き進めるとともに、イベントや環境パネル展の開催などにより、低公害車の周知やエコドライブの実践についての市民の意識啓発を図ります。

街路整備事業では中道四稜郭通、昭和団地通など3路線の整備、道路改築事業では西桔梗中央線、桔梗駅前通北線など6路線の整備等を行い、円滑な交通流の確保を図る予定です。

【工場・事業場対策】

ボイラーやディーゼル機関などのばい煙発生施設を設置する事業所に対しては、今後も引き続き立入検査を行い、施設管理者などに対し適正な燃焼管理や排出基準の遵守について指導するとともに、ばい煙の自主測定の実施についても指導します。

【大気の監視】

本市では、中核市として大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染状況の常時監視を行なっています。

近年、大陸において微小粒子状物質(PM_{2.5})による深刻な大気汚染の実態が明らかとなり、日本への影響も懸念されるようになったことから、環境省において専門家会合が開催され、PM_{2.5}に係る注意喚起のための暫定指針が示されました。

これを受け、北海道においても暫定指針に係る運用方針が制定されたことから、本市においても一定濃度を超える状態が確認された場合には注意喚起を行うこととしています。

PM_{2.5}については、中部小学校一般環境大気測定局(一般局)、北美原小学校一般局および深掘中学校一般局において自動測定記録計による常時監視を継続していきます。

また、PM_{2.5}同様、大陸からの越境汚染の可能性が指摘されている光化学オキシダントについても、中部小学校一般局と北美原小学校一般局において自動測定記録計による常時監視を継続していきます。

今後においても、市内における人口動態や社会的状況の変化および交通量の変化を踏まえ、より適切な大気汚染常時監視体制の維持・確立を図るとともに、有害大気汚染物質であるダイオキシン類をはじめ、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の監視を継続していきます。

【悪臭への対策】

悪臭は、感覚・心理的な公害の一つであり、人により感じ方に個人差がありますが、発生源である工場や事業場などには随時立ち入りを行い、施設管理者などに対し設備の改善や作業方法・工程の改善などの指導を行います。また、悪臭苦情の防止のため、事業者に対し適正な発生源対策を指導します。

③清らかなせせらぎや美しい海を守ります

【生活排水への対策】

生活排水の水質浄化対策は、下水道整備を基本としており、2019(令和元)年度は、新規の整備や老朽管の更新など約2,800mの下水管渠の整備を予定しています。

さらに29基分の水洗便所改造等資金貸付を予算化しており、この利用促進などによる水洗化を推進するほか、下水道認可区域以外の地域における合併処理浄化槽設置資金の助成を継続して実施し、河川や海域の水質保全を図ります。

また、環境パネル展や水道パネル展、下水道施設見学会などを通じ家庭でできる生活排水対策のPRなど水質汚濁防止のための啓発に努めます。

【事業活動による水質汚濁の防止】

工場などに対しては随時立入検査を行い汚水処理施設の適正な管理を指導するとともに、函館市中小企業融資制度「産業活性化資金」などの活用による施設の整備を促進します。

また、特定施設または貯油施設から公共用水域へ油の流出事故が発生した場合は、関係部局と連携を図り、応急措置および施設の改善などを指導します。

さらに、公共用水域への汚水の流出が懸念される土地の埋立に関しては、2006(平成18)年度に施行された「函館市土地の埋立等に関する指導要綱」により、土地の埋立等を行う事業者に対して、環境の保全を図るよう指導します。

【川や海、地下水の水質の監視】

河川や海域については、継続的に水質調査を行います。

函館海域の水質は、今後も北海道や近隣市町と連携し水質調査を行うなどの対応をします。

地下水については、概況調査を行うほか、汚染状況の動向を把握するための定期モニタリング調査などを継続するとともに、有害物質が環境基準を超えて検出された場合には、井戸所有者に対し適正な使用の指導をします。

土壌汚染対策法で定められた特定有害物質(鉛、ヒ素等)により、土壌が汚染された土地について、健康被害が起きないように、土地の指定を行うとともに適切な措置を行うように指導を行います。

【水循環の確保】

水資源・水循環の確保に向けては、森林経営計画に基づく森林の適正管理など水源かん養機能の向上を図るとともに、より安全な水道水源を確保するため水源域の保全を目的とした施策などを検討します。

河川改修事業においては、小田島川で遊水地の整備を継続するとともに護岸工等を実施し、水循環の確保に努めます。

また、水資源や水循環に対する意識啓発については、広報紙「企業局だより」や水道パネル展などの各種行事を通じて推進していきます。

北海道においても、北海道水資源の保全に関する条例に基づき、函館市の13地域を含む水資源保全地域を指定するなど、水資源・水循環の保全を図っています。

なお、2014(平成26)年に水循環基本法が施行されたことから、国の動向を注視していきます。

④やすらぎの音環境を守ります

【自動車・交通による騒音・振動への対策】

航空機騒音については、低騒音機の導入などの発生源対策が進んでいますが、引き続き空港周辺における住宅の機能回復工事により防音対策を進めます。

【工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策】

規制の対象となる工場などに対しては、周辺の環境に著しい影響を与えている場合、作業方法や設備の改善などを指導します。

また、敷地が狭いことなどで、現地での改善対策が困難な場合は、適地への移転を要請するほか「産業活性化資金」の活用による整備を促進します。

くい打ちなどの特定建設作業については、より騒音・振動を抑えた工法・機種を採用や周辺に配慮した作業方法、付近住民への事前説明の徹底について指導します。

【近隣騒音への対策】

商業宣伝を目的とした拡声放送については、「函館市公害防止条例」に基づき、規制基準や使用時間の遵守について指導します。

また、新たに立地する大型店舗の営業騒音の防止のため、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活環境保全の観点から北海道へ意見を述べていきます。

近隣騒音は日常生活と密接に関わり合っているため、周辺への配慮について啓発を図ります。

【騒音の監視】

市内の自動車騒音の調査は、実測8区間を含む16区間を、航空機騒音については、2018(平成30)年度と同じ1地点の調査を実施します。

⑤安全な暮らしを守ります

【有害化学物質の発生抑制】

ダイオキシン類の調査については、日乃出清掃工場などの排出ガスや、七五郎沢廃棄物最終処分場、南下水終末処理場などの放流水について測定を行います。また、一般環境中の大気・土壌・河川の水質・底質の濃度測定についても引き続き実施します。

農薬については、農協発行の広報誌などによる使用基準の遵守についての普及指導や低農薬型の農業経営を推進するため、緑肥導入促進事業を行うほか、有機農業などの自然環境の保全に資する農業生産活動に対し支援し、安全な農畜産物の生産向上に努めるとともに、環境への負荷の低減を図ります。

【化学物質などへの対策】

PRTR制度による化学物質の排出と移動の情報や、国の動向や関連情報の収集に努めます。

携帯電話や高圧送電線などから発生する電磁波による人体への健康影響については、科学的な解明が進められていますが、電力設備周辺の超低周波・高レベルの電磁波については、磁界に関する基準の設定が検討されています。また、低レベルの磁界が健康に与える長期的影響の可能性については結論が出ていない状況にあります。世界保健機関（WHO）の国際がん研究機関（IARC）から携帯電話の電磁波について限定的ながら脳などのガン発症に関連している可能性があるとの分析結果の公表があったことなどから、今後も国などの動向を見ながら、引き続き科学的知見や情報の収集と市民への適切な情報提供に努めていくほか、市民への電磁波測定器の貸出しを行います。

また、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」により、空き地の所有者等に対して草刈りの指導を行うなど、良好な衛生環境の確保に努めます。

アスベスト粉じんの飛散防止に関しては、吹付けアスベストを使用した建物の改修や解体が無届で行われることのないよう、関係機関との連携を図るとともに、立入検査により適正な作業の実施について指導していくほか、完了報告書の提出を求め、実施状況の検証を行います。

また、総務省が2016(平成28)年5月までに実施した「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果等を受け、2016(平成28)年11月に作成した事前調査の適正な確保の実施等についてのリーフレットや、2017(平成29)年4月に改定した「アスベスト(石綿)処理マニュアル」により、適正な対応が図られるよう努めます。

放射性物質については、日乃出清掃工場の焼却灰の定期的な測定を行うとともに、食品に対してはゲルマニウム半導体検出器による精密測定を行うことにより、安全性を確保します。

(3) 豊かな自然と共生するまち

函館山や恵山、郊外部に広がる丘陵山岳地などの豊かな緑、清流は、多くの動植物が生息・生育している貴重な本市の資源です。

しかしながら、市街地の拡大や、日常生活・事業活動における環境負荷などにより自然が減少し、生き物の生息・生育する場所が失われてきています。

このため、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、市民や市民団体などによる自然環境保全活動の支援や情報の収集・提供を行います。

⑥たくさんの生き物が息づく自然を守ります

【希少な動植物の保護】

動植物の保護に関しては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」などに基づき、北海道との連携を図りながら動植物の保護に努めます。

函館山における希少植物の盗掘問題に対しては、盗掘防止看板の設置や各種市民団体と連携した啓発活動を行うとともに、ふれあいセンターでの自然観察指導ボランティアなどにより入山者への指導を引き続き行います。

また、散策路における案内標示などにより入山者のモラル向上に努めます。

【動植物の生息・生育環境の保全】

函館山は、都市計画緑地として「函館山緑地整備計画」に基づき、函館山のすぐれた自然環境および生態系の保護・保全を基調とし、自然系・人工系の適正な利用区分のもとに自然保全区域、ふれあい区域、観光利用区域に大別し整備を図っていますが、2019(令和元)年度は落石防護柵改修工事と遊歩道整備を行います。

また、夜間の登山車両規制やバス山頂駐車場の制限を引き続き実施し、夜景観光に伴う交通渋滞を解消することにより、大気汚染や騒音の低減を図り、自然環境の保全に努めます。

函館山のほか、袴腰岳から恵山にかけての丘陵山岳地は、水源のかん養や大気の浄化機能を有しており、森林経営計画に基づく植栽や間伐などの適正管理を行います。

【自然保護意識の向上】

自然保護意識の向上に向けては、公園活用講座やガーデニング講座などを引き続き開催するほか、植樹祭、市民記念植樹、出生記念苗木交付等の記念植樹などを通じて自然とのふれあいを促進します。

また、函館山では、登山コースの逸脱や盗掘などにより、植生への悪影響が懸念されるため、函館山自然観察指導員ならびにボランティアによる登山時の案内や登山マナーの指導を今後も継続し、自然保護意識の向上を図ります。

(4) うるおいと安らぎを感じるまち

水辺と緑は、潤いや安らぎを市民生活に与えるとともに、地球温暖化防止の観点からもその重要度は高まっています。

このため、公園や公共空間など、都市における緑化を進めるとともに、河川環境の整備や港の親水空間の整備など、潤いのある水とのふれあいの場をつくります。

また、本市には、異国情緒あふれる西部地区の町並みや特別史跡五稜郭跡など全国的に有名な観光スポットが多数あり、これらを擁する地域のそれぞれの地域特性を生かした町並みづくりを進めます。

⑦水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります

【緑化の推進】

緑化の推進については、函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し、市民や利用者の意見を尊重しながら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めています。また、函館駅前広場の花壇に色彩豊かな花を植栽し、魅力ある空間を形成するほか、保存樹木についても引き続き管理費の一部を助成します。

学校や町会などの緑化活動に対しては、「沿道花いっぱい運動」や「学校緑化活動サポート事業」などへの花苗の無償配付や花と緑のパートナーシップ募金の活用を図ります。

また、「はこだて花と緑のフェスティバル」の開催などにより緑化意識の向上を図ります。

【親水空間の創造】

市民団体や関係団体などにより河川や海岸などでの清掃活動が行われており、今後も快適な水辺空間の維持に向けての取り組みを支援するほか、函館港末広地区と弁天地区において、景観にすぐれた港湾空間の形成を図るため、市民や観光客が港や海に接することができる緑地の整備を促進します。

【ふれあいの推進】

町会などが行う花壇整備や植樹などの緑化活動を支援するため、地域緑化アドバイザーの派遣を行います。

また、野菜づくりなどを通じた自然とのふれあいの場を創出するため、引き続き「函館市空港ふれあい菜園」や農業体験施設として「函館市亀尾ふれあいの里」を開設します。

⑧個性とゆとりある町並みをつくります

【地域特性を生かした町並みづくり】

本市では、「函館市都市景観条例」に基づく良好な都市景観の形成に向けた取り組みを進めています。

函館山の麓に位置する西部地区は、歴史的な建造物が数多く存在し、函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域であることから、都市景観形成地域に指定し、建築行為等の届出制を取るとともに、景観形成指定建築物等に対する補助などにより、歴史的町並み景観の保全および誘導を図るほか、同地域内において伝統的建造物群およびこれと一体をなしている地域を文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」に定め、建築行為等の許可制を取るとともに、伝統的建造物に対する補助などにより、その保存に努めます。

また、西部地区は、空家・空地が増加するなど、地区の魅力を失いかねない状況にあることから、これらの課題解決に取り組みながら、将来にわたって持続可能な西部地区ならではの暮らしと風景を構築し、市内外の多様な方々の移住などによる定住人口の回復と交流人口の底上げを目的とする

西部地区再整備事業を実施するため、再整備事業の基本的な考え方や方向性を定めた「函館市西部地区再整備事業基本方針」を策定します。

屋外広告物については、都市景観形成地域全域を函館市屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」に指定し、屋外広告物の表示を特に制限します。

長期的なまちづくりである「ガーデンシティ函館」については、歴史と景観に配慮した、デザイン性の高い美しい町並みを整備し、函館のまち全体が、緑あふれる公園やオープンガーデンのような、見て、歩いて、感じて楽しい、美しいまちづくりを進めていきます。

文化財保護では、国の重要文化財である旧函館区公会堂の耐震補強を含む保存修理事業を行うほか、遺愛学院本館と大谷派本願寺函館別院の保存修理などに係る費用を助成します。また、特別史跡五稜郭の石垣保存修理事業が引き続き行われているほか、史跡垣ノ島遺跡の整備を進めています。

【夜景の保全】

夜景の保全は、眺望地点である函館山山頂の環境を保全するとともに、夜景観光に伴う交通渋滞の解消に向けて、夜間の登山車両規制やバス山頂駐車場の制限を継続していきます。

また、「世界一の夜景都市・函館」を目指し、函館市夜景グレードアップ構想・基本計画に基づき、新規施設のLED化の検討を進めます。

【美化の推進】

環境美化への取り組みは、これまでも学校や町会、市民団体、事業者などで盛んに取り組まれてきており、2019(令和元)年度も引き続き美化啓発や活動に対する支援を行います。

春や秋の市内一斉清掃への呼びかけや、環境美化団体への運営助成などの活動支援のほか、環境部ニュースなどの発行やごみの分別・リサイクル出前講座などを通じて美化意識の向上を図ります。

(5) 資源を大切にすまち

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムに支えられてきましたが、廃棄物の問題を解決するためには、消費型社会から循環型社会への転換を目指し、ライフスタイルを見直していく必要があります。

このため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の考え方のもと、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、再使用や再資源化を促進するための取り組みを市民・市民団体、事業者などと協働して推進します。

また、環境への負荷が少ないエコマーク商品などのグリーン購入を推進します。

⑨循環型の社会をつくれます

【3Rの推進】

環境への負荷の低減をめざした循環型社会の形成に向けては、市民・市民団体、事業者および市が、それぞれの適切な役割分担のもと、相互に連携して取り組みを進めていくことが重要であり、「函館市廃棄物処理基本方針」や2015(平成27)年3月に策定した「第3次函館市一般廃棄物処理基本計画」に沿って廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用および適正処理を推進していきます。

廃棄物の発生抑制として、ごみを出さないライフスタイルを推進するため、環境部ニュースおよびごみに関する総合情報誌の発行や出前講座の実施等により環境啓発し、市民、事業者のごみや環境に対する理解と関心を深めます。

ごみの減量化と再使用に向けた取り組みを推進するため、家庭から排出される生ごみの減量化・再資源化を促進するための「ダンボール箱を利用した生ごみ堆肥づくり講習会」の開催などにより、ダンボールコンポストの普及を図ります。また、宴会時等の食べ残しを減らすため、「残さず食べよう!30・10運動」の普及啓発を行うほか、生ごみ水切り器具等の無料配付などにより、生ごみ

の水切りを促進するとともに、食品ロスの削減に向けて、このたび成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、国や北海道の動向なども踏まえながら、各種の取り組みについて検討します。

集団資源回収を実施している団体を支援するための奨励金制度は今後も継続し、未実施地域については、町会や学校、老人クラブなどへの実施要請を続けます。

函館市リサイクルセンターの再生品利用制度（粗大ごみとして出された家具類や自転車を修理して希望者に販売する制度）については、今後も制度の周知を図り利用を促進します。

また、再資源化の取り組みとして、小型家電に含まれている有用金属等の有効利用を図るため、市内22カ所で使用済み小型家電の回収を進めるとともに、古着の再資源化を図るため、市内11カ所で古着の回収を行うほか、水銀を含む蛍光灯等の回収量等を調査するため、市内28カ所で蛍光灯等の調査回収に取り組みます。

公共工事では、道路工事などに伴い発生するアスファルトやコンクリート塊の有効利用を図るため、再生アスファルト合材や下層路盤材への利用に取り組みます。

【廃棄物の適正処理】

新たな廃棄物処理施設の整備については、基本設計や生活環境影響調査を継続して実施するとともに、事業者選定に向けた準備を進めます。

家庭ごみ等の一般廃棄物の適正排出については、今後ごみの分別・リサイクル出前講座の開催や巡回指導などにより、一層の啓発を図ります。

産業廃棄物の排出については、適正処理について許可業者などへの立入検査や指導を行うほか、医療機関に対しても医療系廃棄物の適正処理の確保のため、引き続き立入検査を実施します。

また、不法投棄については、専門員によるパトロールや監視カメラによる監視を行い、原因者の究明や不適正処理に対応します。

⑩エネルギーを有効利用します

【省エネルギーの推進】

市民の省エネルギーへの取り組みを促進するため、親子で省エネに取り組む冬休みエコチャレンジ事業や環境パネル展の開催、市のホームページを活用した関連情報の提供などにより意識啓発を図ります。

市が行う工事では、公共事業環境配慮指針（IV）に基づき、省エネルギーに配慮した施設的设计、施工を行います。

【自然・未利用エネルギーの利用促進】

「函館市地域新エネルギービジョン」に基づき新エネルギーの導入を推進します。

自然・未利用エネルギーの利用では、公共施設に自然エネルギーの利用を進めるとともに、日乃出清掃工場や下水汚泥処理施設での廃熱や消化ガスは、リサイクルエネルギーとして引き続き発電や給湯などへ活用するほか、赤川高区浄水場では新中野ダムとの高低差を利用して水力発電するなど、エネルギーの有効利用を図ります。

また、一般住宅用の太陽光発電システム設置に対する補助を継続するとともに、太陽光発電設備を設置して太陽光発電事業を行う民間事業者に遊休市有地を貸し出しています。

【公共交通の利用促進】

公共交通、特に路面電車や路線バスは、自家用乗用車に比べて移動する際の1人当たりの二酸化炭素の排出量が少なく地球環境にやさしい乗り物です。

路線バスでは、利用促進などを図るため、路線網の再編、交通結節機能の強化、乗り継ぎ利便性の向上等の検討を進めています。また、2019(平成31)年4月からバスの系統番号に統一したルールを設け、わかりやすさの向上を図っています。

路面電車については、軌道改良や老朽化した車体の改良などにより安全性・快適性の向上に努めます。

また、環境パネル展の開催などを通じて、自家用乗用車から環境負荷の低い公共交通機関への利用転換の促進に努めます。

路面電車



(市企業局提供)

(6) こころと参加でつくるまち

かけがえのない地球環境や地域の環境を良好な状態で将来の世代に引き継ぐためには、市民一人ひとりが、私たちを取り巻く環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境に対するやさしさや環境保全活動に対する意識を高めていくことが重要です。

このため、環境教育・環境学習による意識の向上や環境情報の共有化を図り、市民や各種団体の活動を支援し、互いに連携した環境に配慮したまちづくりを進めます。

⑪環境保全意識の向上に努めます**【環境保全に関する人づくりの推進】**

高等教育機関との連携などにより、環境保全活動の中心となる人材育成を図り、さらに、環境問題や環境保全に関する講座や研修会の開催の充実を図ります。

【環境教育・環境学習の充実と普及】

小中学校では、特別活動の時間で校区内清掃や資源回収活動、緑化活動など環境に関連した取り組みをしており、2019(令和元)年度も引き続き各学校で環境教育を実施します。

また、「総合的な学習の時間」の取り組みにかかわる環境関連の副読本として、「暮らしの中のごみとエコ」および「函館市緑の基本計画」の小学生版「緑の副読本(みどりはともだち)」を引き続き作成するほか、出前講座などにより環境教育を進めていきます。

学校以外の場では、「こどもエコクラブ体験学習会」や「まなびっと体験講座」などを通じて小中学生に対する環境教育を引き続き実施するとともに、「はこだて・エコフェスタ2019」、「ごみの減量化・再資源化出前講座」、「ごみの分別・リサイクル出前講座」、「温暖化防止出前講座」などにより一般向けの環境学習の機会を設けます。

さらに、環境教育・環境学習を幼児から高齢者まで生涯学習の一環として総合的に推進していくため、本市の環境教育・環境学習の基本的方向を明確にし、具体的な施策を提示するとともに、環境学習を実践する際のノウハウを整理した「函館市環境教育・環境学習推進基本方針」に基づき、取り組みを進めていきます。

【環境情報の充実と共有】

本市では、函館市環境モニター制度により、環境に関する意見や要望などを施策に反映することとし、環境の状況や環境基本計画の進捗状況などの環境情報を提供するために本白書を引き続き作成するほか、環境モニターからの意見や寄せられた地域の環境情報の整理・公表、インターネットの活用などにより環境情報の収集と提供を積極的に進めます。

⑫環境保全活動の輪を広げます

【環境保全活動の推進】

地球にやさしいライフスタイルの提案・普及啓発を進めるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、函館市地域交流まちづくりセンターを市民活動の支援拠点として、市民の自主的で公益的な環境保全活動を積極的に支援します。

また、市民提案型のモデル事業として、地元町会が実施する四稜郭での芝桜の植栽事業を支援します。

【環境ネットワークの形成】

環境関連団体の交流や情報の充実、環境リーダーの育成など環境ネットワークの形成に向けた取り組みを促進するとともに、環境保全活動のひとつの母体となっている町会の活動拠点として、町会館の建設に対する助成を行います。

漁場環境の保全に対しては、函館湾漁場環境保全対策連絡協議会により広域的に取り組んでいきます。

【国際協力の推進】

本市は、海外との姉妹都市としてハリファックス市(カナダ)、ウラジオストク市(ロシア)、レイク・マコーリー市(オーストラリア)、ユジノサハリンスク市(ロシア)、高陽市(韓国)と、友好交流都市として天津市(中国)と提携を結び、交流を進めています。

また、国内外の研究者が発表や講演を行う学会等の開催に対して、積極的な支援を行います。